



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年6月21日火曜日 第2277号

◇ 目次 ◇

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	553
道路の供用開始(県道西条久万線).....	553
開発行為に関する工事の完了.....	553
建設業者の許可の取消し.....	553

監査公表

監査結果に基づく措置の公表(3件).....	554
------------------------	-----

人事委員会告示

平成23年職種別民間給与実態調査の実施.....	557
--------------------------	-----

正誤

平成23年6月7日付け第2273号目次中.....	557
---------------------------	-----

告示

○愛媛県告示第797号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年6月21日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年6月21日から7月4日まで

○愛媛県告示第798号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年6月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙202番20	平成23年6月21日

○愛媛県告示第799号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年6月21日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建(開)第10号 平成23年6月13日	伊予郡松前町大字神崎字石手地968番5	伊予市灘町16番地23 山陽ハイソ三番館502号 白石心判

○愛媛県告示第800号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年6月21日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般・特-22)第4571号	平成22年10月12日	(有)南予花木園	岡原 洲宏	南宇和郡愛南町増田5322	平成23年5月25日	土木工業業 石工業業 造園工業業 水道施設工業業	建設業の廃止
(般-20)第12189号	平成20年7月3日	(有)山口建設	松下 剛	北宇和郡松野町大字延野々1264	平成23年5月30日	建築工業業	建設業の廃止(一部)

監 査 公 表

○公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 6月21日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
広 報 広 聴 課	平成22年 9月 2日
(監査の結果)	
県民生活に関する世論調査及び愛媛県政に関する世論調査について、複数年度にわたり集計結果に誤りがあったため、本調査の重要性を認識し、再発防止策を検討し、適切な処理に万全を期されたい。	
(措置の内容)	
従来当課で行ってきた集計業務におけるミス発生を防止するため、平成22年度調査から集計業務を専門業者に委託するとともに、引き続き当課で行う報告書作成業務について、担当者の作業手順や留意事項のほか、担当係長・課長補佐の段階で行うべきチェック事項を記載した作業マニュアルを作成し、平成23年度調査から運用することとした。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	
経 営 支 援 課	平成22年 8月17日	
(監査の結果)		
1 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。		
(高度化資金貸付金償還金)		
区 分	収入未済額 (円)	備 考
	現年度分 滞納繰越分 計	
21年度	0 1,063,846,000 1,063,846,000	
20年度	0 1,073,846,000 1,073,846,000	
差引増減	0 10,000,000 10,000,000	

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)	備 考
	現年度分 滞納繰越分 計	
21年度	0 208,413,679 208,413,679	
20年度	0 221,492,999 221,492,999	
差引増減	0 13,079,320 13,079,320	

(設備近代化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)	備 考
	現年度分 滞納繰越分 計	
21年度	0 32,258,998 32,258,998	

20年度	0	32,358,998	32,358,998
差引増減	0	100,000	100,000

(施設共同化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	0	9,322,779	9,322,779	
20年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

2 中小企業振興資金特別会計における連約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備考
13年度	1 者	18,230	

(措置の内容)

1 高度化資金貸付金償還金については、貸付先の業況が低調であったことから平成22年度は回収できず、収入未済額は1,063,846千円となっている。引き続き貸付先の経営状況を把握して、分割納入指導により回収に努めるほか、連帯保証人の状況把握に努めているところであり、今後とも関係機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と連携協力して適正な債権管理に努めたい。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、平成21年度末の収入未済額は3組合208,413,679円であったが、平成22年度には、このうち188,549円を回収している。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、平成21年度末の収入未済額は7企業32,258,998円であったが、分割納付等により徴収等に努めた結果、平成22年度には、500,000円を回収している。今後とも各地方局と連携を図りながら債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合は既に解散しており、貸付主体の中小機構が平成15年度に担保物件の処分を行い一部回収（332,165円）したが、その後回収できず9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

2 設備近代化資金貸付金の償還延長による延滞金（平成21年度末18,230円）については、貸付先が経営不振により倒産し延滞となったものであるが、地方局と連携を図りながら、債権管理に努めたい。

○公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 6月21日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 児 童 相 談 所	平成22年 4月13日
(監査の結果)	
児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。	

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	845,010	4,602,230	5,447,240	平成21年12月31日現在（対前年度比）
20年度	868,020	5,446,980	6,315,000	
差引増減	23,010	844,750	867,760	

（措置の内容）

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、11月には催告書を送付するとともに、徴収会議を四半期毎に開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問又は電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成22年度に繰越した未収金4,793,730円の内、平成22年12月末現在107,880円を収納した。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	平成21年12月31日現在	平成22年度への繰越額（平成21年度末現在）	平成22年12月31日現在
平成21年度分	845,010	741,840	694,020
滞納繰越分	4,602,230	4,051,890	3,021,730
計 ①	5,447,240	4,793,730	3,715,750
平成22年度分②			979,190
合計（①+②）	5,447,240	4,793,730	4,694,940

○公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 6月21日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸
 同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成22年 6月23日
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"
銅 山 川 発 電 所	平成22年 6月22日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成22年 5月31日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	"
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成22年 6月22日
中 央 病 院	平成22年 6月23日
今 治 病 院	平成22年 5月31日

南 宇 和 病 院	"
新 居 浜 病 院	平成22年 6月22日

（監査の結果）

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているものの、実績給水量の減少傾向が続いていることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

西条地区工業用水道事業については、今後は収入に見合った経営がなされるものと期待しているが、長期借入金及び企業債をあわせると236億円余の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業（土地造成事業）については、当年度は県内企業1社に約1,900㎡を売却したが、今後とも未処分地約11万8千㎡の早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金（納期到来分）について、早期回収に引き続き努められたい。

（平成22年 3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)
西条地区工業用水道給水料金	5,135,820	0	5,135,820
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	6,748,998	0	6,748,998

(3) 営業外未収金（納期到来分）について、早期回収に引き続き努められたい。

（平成22年 3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)
西条地区工業用水道超過料金	224,064	0	224,064
西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金	1,388,852	0	1,388,852
計	1,612,916	0	1,612,916

(4) 附帯事業未収金について、早期回収に、より一層努められたい。

（平成22年 3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)
造成土地売却等に伴う割賦代金・割賦利息	4,003,427	2,541,578	6,545,005

2 病院事業

(1) 経営成績については、医業損失は前年度より5億4,682万円減の38億9,477万円、経常損失は前年度より2億3,654万円減の11億7,708万円となったものの、三島病院譲渡に伴う特別損失19億7,000万円を計上したことにより、純損失は前年度より16億5,284万円悪化し、30億6,645万円となっている。

また、累積欠損金も前年度の200億427万円から、当年度末には230億7,072万円に増加しており、長期借入金及び企業債の借入残高283億円余とあわせ非常に厳しい財政状態となっている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しさを増しているものと思われるが、今後は中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が地域の中核病院として県民医療の確保を図りながら、一層の経営健全化に取り組むことを期待する。

(2) 個人医業未収金（納期到来分）について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成22年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	227,733,681	61,486,466	289,220,147
今治病院	54,732,867	17,187,264	71,920,131
南宇和病院	31,538,753	9,607,640	41,146,393
新居浜病院	42,306,456	14,547,996	56,854,452
計	356,311,757	102,829,366	459,141,123

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成22年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	1,030,982	1,333,813	2,364,795
今治病院	141,580	52,680	194,260
南宇和病院	110,590	24,380	134,970
新居浜病院	199,890	33,520	233,410
計	1,483,042	1,444,393	2,927,435

(4) 廃止された三島病院に係る個人医業未収金(納期到来分)及び医業外未収金(納期到来分)について、県立病院課において適切に債権管理を行うとともに、早期回収に努力が望まれる。

(平成22年 3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	備 考
個人医業未収金	24,862,943	
医業外未収金	273,710	
計	25,136,653	

(5) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に引き続き努められたい。

(平成22年 3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	備 考
個人医業未収金	6,998,770	
医業外未収金	897,453	
計	7,896,223	

(6) 県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金について、早期回収に引き続き努められたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
13年度及び14年度	1者	352,000	

(7) 警備業務委託契約(旧三島病院執行分)について、指名競争入札、再度の入札及び随意契約を実施したが、予定価格の制限の範囲内の価格での入札等がなかったところ、予定価格を変更する合理的な理由がないにもかかわらず、これを変更して新たな指名競争入札を実施していた。

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善策について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところである。

附帯事業(土地造成事業)については、新たな企業立地は実現しなかったが、PR用の名刺台紙4,000枚を作成し関係職員が活用したほか、多数の会員企業を有する団体の機関紙に紹介記事を掲載するなどによりPRに努めており、平成23年度においても、引き続き未処分地の早期売却等に取り組むたい。

(2) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分平成21年度末現在5,135,820円)については、滞納企業3社のうち2社は既に倒産のため納入指導が困難な状況であり、残る1社からは「支払計画書」を徴し、訪問や電話などによる納入指導を実施し回収に努めているが、タオル業界の景気悪化等により全額の回収には至っておらず、今後も納入指導を継続する。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分平成21年度末現在1,613,178円)については、料金徴収事務を委託している今治市との間で具体的な方策を見いだすことができず、未収金の回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

(平成23年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成22年 3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道給水料金	5,135,820	0	5,135,820	5,135,820
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178	1,613,178
計	6,748,998	0	6,748,998	6,748,998

(3) 西条地区工業用水道事業の超過料金(納期到来分平成21年度末現在224,064円)及び壬生川幹線工事負担金(納期到来分平成21年度末現在1,388,852円)については、滞納企業が既に倒産しており、会社名義の資産も確認できないことから、未収金の回収は困難な状況である。

今後は、工業用水道事業の超過料金や工事負担金の適期収入に留意し、未収金の発生防止に努めたい。

(平成23年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成22年 3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道超過料金	224,064	0	224,064	224,064
西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金	1,388,852	0	1,388,852	1,388,852
計	1,612,916	0	1,612,916	1,612,916

(4) 造成土地売却等に伴う割賦代金・割賦利息(納期到来分平成21年度末現在6,545,005円)は、年賦契約により東予インダストリアルパークを取得し立地した企業に関するものであるが、同社が実質的に休眠状態となったことなどにより未収金の回収が困難となったことから、平成22年度中に土地売買契約を解除したため、平成22年度末の未収金はなくなった。

(平成23年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成22年 3月31日現在の未収金
造成土地売却等に伴う割賦代金・割賦利息	0	0	0	6,545,005

2 病院事業

(1) 三島病院の公立学校共済組合への譲渡(平成22年 4月 1日)をはじめ、収入増加策として、中央病院への7:1看護体制の導入、平成22年度診療報酬改定に伴う加算の有無の確認、本局職員等による

レセプト点検の実施等、費用削減策として、計画的な医療機器の整備（耐用年数の1.5倍からさらに1～2年延長して使用）等を行っている。

今後とも、第3次県立病院財政健全化計画（平成21～25年度）の経営基盤の強化、高度で良質な医療の強化、人材の育成・確保、患者サービスの向上の4つの基本目標を基に、本局職員と病院職員とが一体となって経営健全化に取り組んでいきたい。

- (2) 平成21年度は、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づく未収金発生時の早期督促、本局と病院事務局職員による共同臨戸訪問、内容証明・配達証明郵便による催告の実施に加えて、簡易裁判所に支払督促の申立てを行うなど、未収金の回収強化を図ったところである。

また、平成21年度からは、所在不明となった納入義務者の所在把握に住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、早期の対応と事務の効率化を図っている。

今後とも、支払又は支払計画の提示がない未納者に対しては、法的措置も視野に入れ、未収金の早期回収に一層努力したい。

(平成23年 3月31日現在 単位：円)

Table with 5 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b), 平成22年 3月31日現在の未収金. Rows include 中央病院, 今治病院, 南宇和病院, 新居浜病院, and 計.

- (3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、前記未収金取扱要領に基づき、未収金の発生防止及び回収強化を図っているところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力したい。

(平成23年 3月31日現在 単位：円)

Table with 5 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b), 平成22年 3月31日現在の未収金. Rows include 中央病院, 今治病院, 南宇和病院, 新居浜病院, and 計.

- (4) 廃止された三島病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金については、県立病院課職員（新居浜病院兼務職員）が旧三島病院から新居浜病院へ移設した医事システム等のデータ確認及び整理等を行い、臨戸訪問を実施し、速やかな回収に努めている。

平成23年度においても、臨戸訪問等により、未収金の早期回収に努力したい。

(平成23年 3月31日現在 単位：円)

Table with 3 columns: 区分, 未収金, 平成22年 3月31日現在の未収金. Rows include 個人医業未収金, 医業外未収金, and 計.

- (5) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金については、県立病院課職員が臨戸訪問、電話督促により、速やかな回収に努めている。

平成23年度においても、臨戸訪問等により、未収金の早期回収に努力したい。

(平成23年 3月31日現在 単位：円)

Table with 3 columns: 区分, 未収金, 平成22年 3月31日現在の未収金. Rows include 個人医業未収金, 医業外未収金, and 計.

- (6) 県立病院看護職員修学奨励金の返納金に係る未収金については、県立病院課職員の電話督促等により、平成22年度には110千円を回収しており、引き続き速やかな回収に努めている。

(平成23年 3月31日現在 単位：円)

Table with 3 columns: 調定年度, 未収金, 平成22年 3月31日現在の未収金. Row includes 14年度.

- (7) 今後は、入札の執行について病院の確認を強化するとともに、実務担当者会においても、入札・契約事務の適正な執行について周知徹底しており、引き続き事務の適正処理に努めたい。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

平成23年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成23年 6月21日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関すること。
(2) 給与制度に関すること。
(3) 従業員の給与に関すること。
(4) 採用に関すること。
(5) その他勤務条件に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成23年 4月分の最終給与締切日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めるために用いる方法

実地調査

7 報告を求める期間

平成23年 6月24日（金）から同年 8月10日（水）まで

正 誤

○正 誤

平成23年 6月 7日付け第2273号目次中

Table with 4 columns: ページ, 箇所, 誤, 正. Row includes page 531, section 左段上から4行目, error 適正試験等, correction 適性試験等.